

■教育行政のポイント

“食物アレルギー”にどう対応するか

菱村 幸彦

3月26日、文部科学省の有識者会議から学校給食における食物アレルギー対応に関する最終報告が公表された。この報告は、平成24年12月に東京都調布市で起きた学校給食児童死亡事故を受けて、食物アレルギー対応について専門家が検討したものである。

生活管理指導表による情報把握

ここで報告書の全体を取り上げる紙幅はないが、ポイントは、次の3点である。

第1は、情報の把握と共有である。食物アレルギー対応の基本は、児童生徒の状態について正確な情報を把握し、その情報を教職員全体が共有することにある。文科省監修の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」は、対応が必要な児童生徒について、医師の診断に基づいた「学校生活管理指導表」の提出を必須としている。しかし、実態は医師の診断書等の提出がないまま、保護者からの申出だけで対応するなど、アレルギー症状について正確な状況把握ができていないケースが少なくない。

報告書は、管理職の十分な理解と指導のもとに、学校医を活用しつつ、担任、栄養教諭、養護教諭がそれぞれの立場で、チームとして対応することが必要と提言している。また、この点について、保護者の理解と協力を確実に求めることが課題であるとする。

第2は、事故の予防である。食物アレルギー対応の目標は、事故を起こさないことにある。そのためには、事故予防の観点から、給食の各段階において工程をチェックし、事故リスクをなくすることが必要である。学校給食では、献立作り、調理、配送、配膳など、各プロセスにおける事故防止のためのチェックが重要だ。

報告書は、安全性を最優先に考えた給食提供が行われるよう、献立作成から配膳までの各段階におい

て、複数の目によるチェック機能を強化することが必要であるとしている。

エピペン注射をためらわない

第3は、緊急時対応である。どんなに事故予防に留意しても、事故は起こり得るものという考えを共有し、緊急時の対応に万全を期さねばならない。その場合、特に重要なのが「エピペン」（登録商標）の使用である。

エピペンは、食物アレルギーなどによるアナフィラキシー（アレルギー反応により生ずる急性の重篤な症状）に対する緊急治療に使用されるアドレナリン自己注射薬である。アナフィラキシーを起こす恐れのある子供は、医師の処方によりエピペンを携帯しているの、食物アレルギーでアナフィラキシーを起こしたときは、早期に注射する必要がある。

児童生徒が自己注射できない場合は、教職員が本人に代わって注射をすることになる。医師でない教職員が注射をすることには、ためらいがあるかと思うが、厚生労働省は、「救命の現場に居合わせた教職員が自己注射薬（「エピペン（登録商標）」）を自ら注射ができない本人に代わって注射する場合が想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、（略）、医師法違反とはならない」（2013年11月27日、医政局医事課長回答）旨を示している。調布市の児童死亡事故では、担任も養護教諭も児童が携帯していたエピペンを打つのをためらったがゆえに、救急救命が間に合わず死に至っている。

報告書は、エピペンの法的解釈や取り扱いについて校内で周知を図るとともに、教職員だれもがエピペンを扱えるようになることを目指し、そのための実践的な研修が必要だと提言している。

（ひしむら・ゆきひこ＝（財）学習ソフトウェア情報研究所理事）

●管理職選考で問われる重要事項9分野、118項目を法的観点からポイント解説！ 4月19日発売!!

『2015 学校管理職選考完全要点整理』

【監修】菱村幸彦／【編集】学校管理職研究会 A5判・432頁／定価(本体2,800円)＋税

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）